

❗ ごみの野焼きは法律違反です

ごみの野焼きは、一部の例外を除いて法律（廃棄物処理法第十六条の二）で禁止されており、違反した場合、罰せられます。

家庭でのごみ焼却による悪臭や煙は、近隣の人に迷惑をかけるだけでなく、ダイオキシン類の発生など様々な問題が起こってきます。

一部の例外行為があっても、近隣の生活環境に支障をきたしたり、火災の原因ともなりますので、野外焼却は控えていただきますようお願いいたします。

剪定枝や木の葉及び除草した刈草等については、通常のごみ収集で取り扱えますので、指定の方法で、ごみステーションに出すようにしてください。

野焼きとは…
地面で焼いたり、穴を掘って焼いたり、ドラム缶やブロック等で囲ってごみを焼くこと。



野焼き禁止の例外

- ★法律に定められた処理基準に従って行う廃棄物の焼却
 - ★風俗習慣上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却
例：どんと焼き、しめ縄などの焼却
 - ★農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行う廃棄物の焼却
例：稲わらの焼却、伐採した枝等の焼却、漁網に付着した海産物や流木などの焼却（廃プラスチック類の焼却は含みません。）
 - ★たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの*
例：暖をとるためのたき火、キャンプ等を行う際の木くず等の焼却
- ※「軽微な焼却」とは、煙や臭いが近所の迷惑にならない程度の少量の焼却のことです。

お問い合わせ先：西ノ島町役場 環境整備課（電話：08514 - 6 - 1748）
清美苑（電話：08514 - 6 - 1338）

台風・豪雨時に備えて避難情報等の種類を確認しましょう！

避難情報等（警戒レベル）				河川水位や雨の情報（警戒レベル相当情報）		
警戒レベル	状況	とるべき行動	避難情報等	防災気象情報（警戒レベル相当情報）		
				浸水の情報（河川）	土砂災害の情報（雨）	
5	災害発生又は切迫	命の危険 直ちに安全確保！	緊急安全確保 (西ノ島町が発令)	氾濫発生情報	大雨特別警報 (土砂災害)	5 相当
~~~~ 警戒レベル4までに必ず避難 ~~~~						
4	災害のおそれ高い	危険な場所から 全員避難	避難指示 (西ノ島町が発令)	氾濫危険情報	土砂災害警戒情報	4 相当
3	災害のおそれあり	危険な場所から 高齢者等は避難	高齢者等避難 (西ノ島町が発令)	氾濫警戒情報 洪水警報	大雨情報	3 相当
2	気象状況悪化	自らの避難行動を確認	大雨・洪水注意報 (気象庁が発表)	氾濫注意情報	—	2 相当
1	今後気象状況悪化の恐れ	災害への心構えを高める	早期注意情報 (気象庁が発表)	—	—	1 相当

- ※ 気象情報や災害実績などを踏まえ、総合的に避難情報等（警戒レベル）の発令を判断します。
- ※ 避難情報等（警戒レベル）、防災気象情報（警戒レベル相当情報）が出るタイミングは異なります。
- ※ 防災気象情報（警戒レベル相当情報）が出ていても避難情報等を発令しない場合があります。

▶ **警戒レベル5はすでに災害が発生・切迫している状況です。**

災害の発生・切迫を把握出来た場合に、可能な範囲で発令します。

▶ **警戒レベル4は避難指示に1本化されました。**

警戒レベル4「避難勧告」、「避難指示（緊急）」は、警戒レベル4「避難指示」に一本化されました。

▶ **警戒レベル3は高齢者だけの情報ではありません。**

「高齢者等」は障がいのある人や避難を支援する方も含んでいます。

さらに高齢者等以外の人にも必要に応じ避難の準備をしたりするタイミングです。

75歳以上のみの世帯の方

## 電話録音装置を貸し出します！

特殊詐欺または悪質業者による高齢消費者の被害を未然に防ぐための電話録音装置を無償で設置貸し出します。

対象は、**75歳以上の高齢者のみの世帯**の方です。その他の方でも対象となる場合がありますのでご相談ください。

### 申請の流れ

電話録音装置貸出申請書を提出（利用者）

↓  
審査後、町職員が設置

※機器によっては取り付け出来ない場合があります。  
※台数に限りがあります。



▲ 電話録音装置

お問い合わせ先：西ノ島町役場 総務課（電話：08514 - 6 - 0101）

## 自衛官募集案内



採用区分	(第2回) 自衛官候補生（男女） （陸上・海上・航空自衛隊）	(第2回) 一般曹候補生（男女） （陸上・海上・航空自衛隊）	航空学生（男女） （海上・航空自衛隊）
応募資格	日本国籍を有し、採用予定月の1日現在18歳以上33歳未満の者	日本国籍を有し、採用予定月の1日現在18歳以上33歳未満の者	日本国籍を有し、高等学校卒業生、又は中等教育学校卒業生（令和4年3月修了見込みの者を含む） ○海上自衛隊 18歳以上23歳未満（令和4年4月1日現在） ○航空自衛隊 18歳以上21歳未満（令和4年4月1日現在）
試験種目	筆記試験（国語・数学・地理歴史及び公民・作文）・口述試験・適性検査・身体検査及び経歴評定*	筆記試験（国語・数学・英語・作文）・適性検査	筆記試験（国語・数学・英語、地理歴史・公民又は理科のうち1科目）・適性検査
応募期間	令和3年6月21日（月）～9月15日（水）	令和3年7月1日（木）～9月6日（月）	令和3年7月1日（木）～9月9日（木）
試験期日	（筆記試験・適性検査） 令和3年9月17日（金）～19日（日）のうち指定する1日 （口述試験・身体検査） 令和3年9月24日（金）～26日（日）のうち指定する1日	令和3年9月17日（金）～19日（日）のうち指定する1日	令和3年9月20日（祝・月）
試験会場	（筆記試験・適性検査） 松江地方合同庁舎・出雲市内・浜田市内 （口述試験・身体検査） 陸上自衛隊出雲駐屯地	松江地方合同庁舎・出雲市内・浜田市内	松江地方合同庁舎・浜田市内

* 経歴評定とは、多様な経歴を有する受験者の能力を総合的に評価するものです。  
該当する資格・免許等は自衛隊島根地方協力本部にご確認ください。



《お問い合わせ先》自衛隊島根地方協力本部（島根県松江市向島町134番10号） ☎ 0852-21-0015